

9／1（水）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 9月 1日（水）14時00分

発表項目 (行事名)	近畿大学及び東北学院大学との就職促進に関する協定締結について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、北海道出身者を始めとする学生の北海道内へのU.I.Jターン就職の促進を図ることを目的として道外大学との連携協定を進めており、9月1日に、第9例、10例目となる近畿大学、東北学院大学との協定を締結いたしました。</p> <p>なお、協定における連携事項は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学生、保護者及び卒業生への道内の企業情報、生活情報等の周知に関する事。 (2) 学生のU.I.Jターン就職に係る情報交換及び実績把握に関する事。 (3) 大学内で行う合同企業説明会など、企業情報等を提供するイベントの開催に関する事。 (4) 保護者向けのU.I.Jターン就職セミナーの開催に関する事。 (5) 道内企業等への学生のインターンシップ受入支援に関する事。 (6) その他学生の北海道内への人財還流の促進に関する事。 		
参考	<p>○締結校及び締結日</p> <p>立命館大学（平成25年9月）※包括連携協定</p> <p>高崎経済大学（平成28年11月）</p> <p>中央大学（平成28年11月）</p> <p>東海大学（平成29年1月）</p> <p>国士館大学（平成31年4月）</p> <p>獨協大学（平成31年4月）</p> <p>千葉商科大学（令和元年9月）</p> <p>東京農業大学（令和3年6月）</p>		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所) 同時レク

担当者 (連絡先)	経済部産業人材課（担当者：匂坂・後藤） TEL ダイヤルイン 011-251-3896 内線 26-529
--------------	---

北海道と近畿大学との学生U I Jターン就職促進に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と近畿大学（以下「乙」という。）は、北海道内における産業の次代を担う人財の確保・育成と地域の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力に努め、学生の北海道内企業等への就職活動を支援することにより、北海道出身者を始めとする学生の北海道内へのU I Jターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学生、保護者及び卒業生への道内の企業情報、生活情報等の周知に関するここと。
- (2) 学生のU I Jターン就職に係る情報交換及び実績把握に関するここと。
- (3) 乙の学内で行う合同企業説明会など、企業情報等を提供するイベントの開催に関するここと。
- (4) 保護者向けのU I Jターン就職セミナーの開催に関するここと。
- (5) 道内企業等への学生のインターンシップ受入支援に関するここと。
- (6) その他学生の北海道内への人財還流の促進に関するここと。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、次条に規定する本協定の有効期間中及び当該有効期間の終了後も第三者に對し、提供又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年（2022年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙はそれぞれ連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年（2021年）9月 / 日

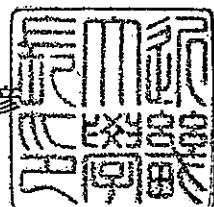
甲 北海道
北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道知事 鈴木 直道



乙 近畿大学
大阪府東大阪市小若江3-4-1

近畿大学学長 細井 美彦



北海道と東北学院大学との学生U I Jターン就職促進に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と東北学院大学（以下「乙」という。）は、北海道内における産業の次代を担う人財の確保・育成と地域の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力に努め、学生の北海道内企業等への就職活動を支援することにより、北海道出身者を始めとする学生の北海道内へのU I Jターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学生、保護者及び卒業生への道内の企業情報、生活情報等の周知に関するここと。
- (2) 学生のU I Jターン就職に係る情報交換及び実績把握に関するここと。
- (3) 乙の学内で行う合同企業説明会など、企業情報等を提供するイベントの開催に関するここと。
- (4) 保護者向けのU I Jターン就職セミナーの開催に関するここと。
- (5) 道内企業等への学生のインターンシップ受入支援に関するここと。
- (6) その他学生の北海道内への人財還流の促進に関するここと。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、次条に規定する本協定の有効期間中及び当該有効期間の終了後も第三者に對し、提供又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年（2022年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙はそれぞれ連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれの代表者が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年(2021年)9月1日

甲 北海道
北海道札幌市中央区北3条西6丁目

経済部長

山田 康邦

乙 東北学院大学
宮城県仙台市青葉区土樋1丁目3-1

就職キャリア支援部長

武田 三弘